

STOP! 熱中症

いしかわ クールワークキャンペーン 2025

～職場における熱中症死亡ゼロを目指して～

熱中症予防対策に取り組みましょう

○令和6年の石川県内の職場における熱中症の発生状況

令和6年に石川県内では、**133人**の労働者の方が職場での熱中症により医療機関を受診しており、過去10年で最多件数であった前年（174人）から減少したものの高止まりとなっています。そのうち、15人が4日間以上仕事を休み、**1人が死亡しました**。県内では、3年連続での熱中症による死亡災害の発生となりました。

7月に入ってから急激に気温上昇し、特に7月下旬～9月上旬は、最高気温※1が36℃を超え、暑さ指数（WBGT）※2は「危険」レベル（31℃以上）となる日が多くあり、熱中症も多く発生しました。

業種別では建設業が一番多く発生し48人（全体の36%）を占め、次に製造業で30人（全体の23%）を占めています。なお、屋外作業に限らず屋内作業でも多く発症しています。

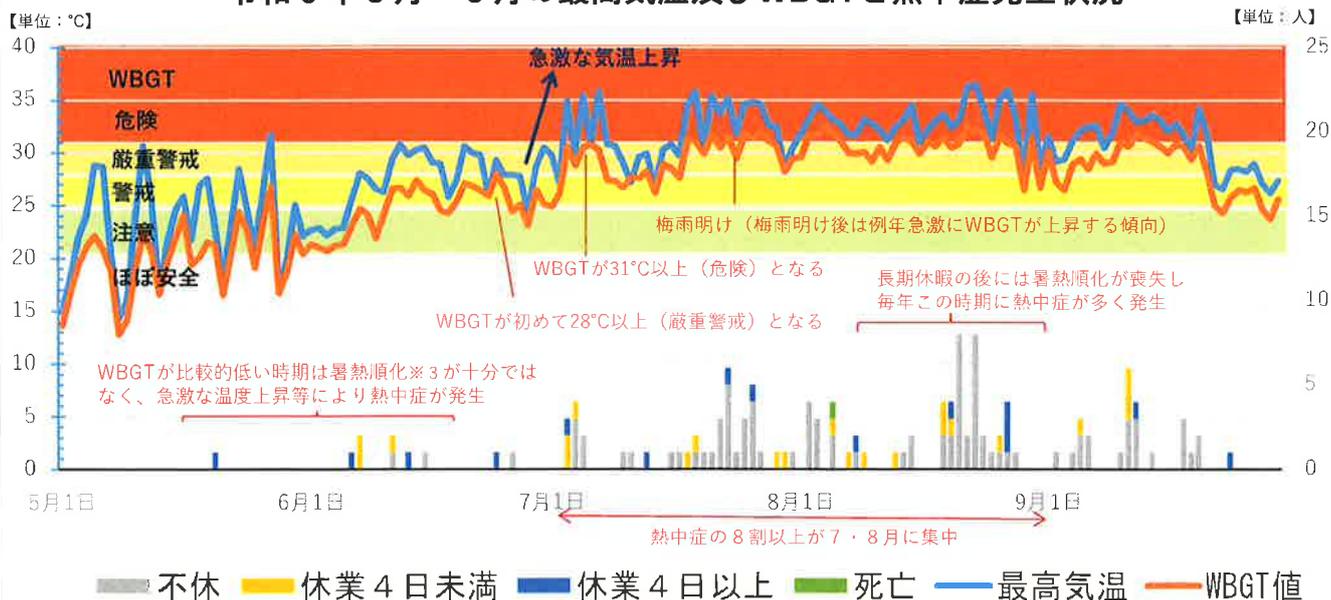
●キャンペーン実施期間：令和7年5月1日から9月30日まで

石川県内では、熱中症の7割以上（96人）が7・8月に集中していることから、**石川労働局では7・8月を重点取組期間として取り組みます。**



※ 4月は準備月間

令和6年5月～9月の最高気温及びWBGTと熱中症発生状況



※1 最高気温は金沢地方気象台による観測値

※2 WBGTは金沢市での環境省「熱中症予防サイト」の実況推定値（確定値）

※3 暑熱順化とは、体が暑さに慣れることです。暑い日が続くと、体は次第に暑さに慣れて（暑熱順化）、暑さに強くなります。

1. 熱中症とは

- 「熱中症」とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、次のような症状が現れます。
- 従来、症状によって、熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病などに分類してきましたが、現在では、一連の症状を総称して「熱中症」と呼ぶようになりました。

I度	めまい・立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）	
II度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下	
III度	意識障害、ふらつき、けいれん発作（ひきつけ）、高体温	

2. 準備期間の実施事項

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の 確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立 「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）について定めるとともに周知
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の 準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の 検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の 事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等、② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順を事業場ごとにあらかじめ作成
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【ガイド・教育動画】



【e-learning】



3. キャンペーン期間中（5月～9月）の実施事項

WBGT指数計で作業現場のWBGTを確認！！
熱中症リスクを把握して、効果的な予防策を実施しましょう！！



暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

※ 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

例年5～10月まで「環境省熱中症予防情報サイト」でWBGTの予報値・実況値の情報提供を行っています。

【環境省熱中症予防情報サイト】





暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じて、休憩や作業の中止を実施



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携帯させる等を考慮）



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間を調整する。
※新規入職者や休み明けの労働者は、別途注意すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮
①糖尿病②高血圧症③心疾患④腎不全⑤精神・神経関係の疾患⑥広範囲の皮膚疾患⑦感冒⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認



健康状態の確認

巡視を頻繁に行いながら声をかける、パディを組む等お互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順書等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順書等に基づき適切に対応
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

4. 重点取組期間（7・8月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**



④ 服装など

作業着、帽子、ヘルメット等は通気性の良いものを準備しましょう。
空調服、クールベスト等、身体を冷却する機能をもつ服の着用を検討しましょう。



⑤ プレクーリング

WBGTが高い暑熱環境で、作業強度を下げたり通気性の良い服装の採用が困難な作業においては、作業開始前に体表面を冷却したり、冷水や流動性の氷状飲料などを摂取して体内から冷却するなど、あらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えましょう。

(3) 健康管理

① 健康診断結果に基づく対応

糖尿病、高血圧症、心疾患などは、熱中症にかかりやすく、重症化しやすい傾向があります。もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置を徹底しましょう。

薬の作用で心身機能が低下
▼
発汗抑制・脱水症状
生活習慣病・うつ病・不眠症の治療をしている人は特に注意が必要

② 日常の健康管理など

作業開始前に、睡眠不足、前日の多量飲酒、体調不良等の健康状態を確認し、必要に応じて作業の配置換え等を行いましょ。作業中は巡視等により、作業者が確実に水分・塩分を摂取しているか、作業者の健康状態に異常はないかを確認しましょう。



(4) 労働衛生教育

熱中症の予防には、熱中症に対する知識が不可欠です。作業を管理する者や労働者に対して、あらかじめ労働衛生教育を行ってください。



【職場における熱中症予防情報】



【働く人の今すぐ使える熱中症ガイド】

(5) 異常時の措置

体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるよう配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認してください。異常を認めたとときは、躊躇することなく救急隊を要請してください。

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...



③ 救急搬送 ▼ 生還

(6) 熱中症予防管理者等の業務

熱中症予防管理者等は、作業内容に応じたWBGT基準値の設定や、服装による着衣補正の必要性の確認を行うとともに、対策の実施状況の確認、暑熱順化の確認および実施、作業前の体調確認、WBGTの測定と評価、緊急時の対応体制の周知、水分・塩分摂取状況の確認、退勤後の体調悪化への注意喚起などの業務を行います。

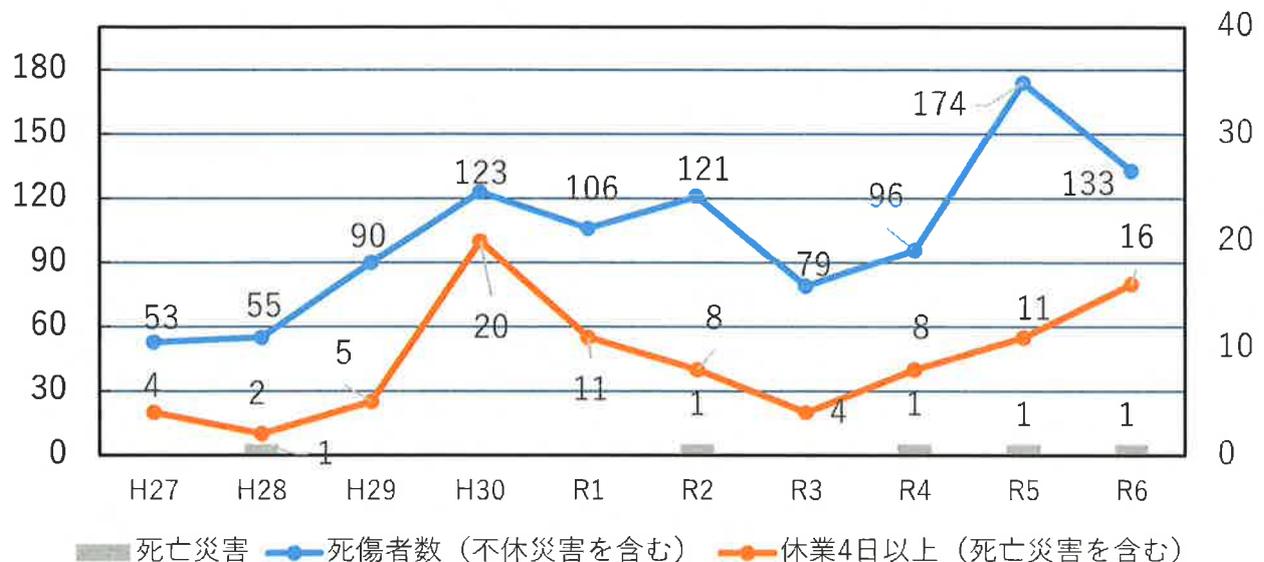
6. 石川県内の職場における熱中症の発生状況

(1) 熱中症による死傷者数の推移

令和6年の石川県内の職場で発生した熱中症による死傷者数（仕事を休まずに病院を受診したもの（不休災害）を含む）は**133人**で、**過去10年で最多件数であった前年に次ぎ高水準で推移しています。**

休業4日以上を要するものも16人（対前年4人増）で、そのうち、死亡者は前年に続き1人発生し、県内では三年連続での死亡災害の発生となりました。

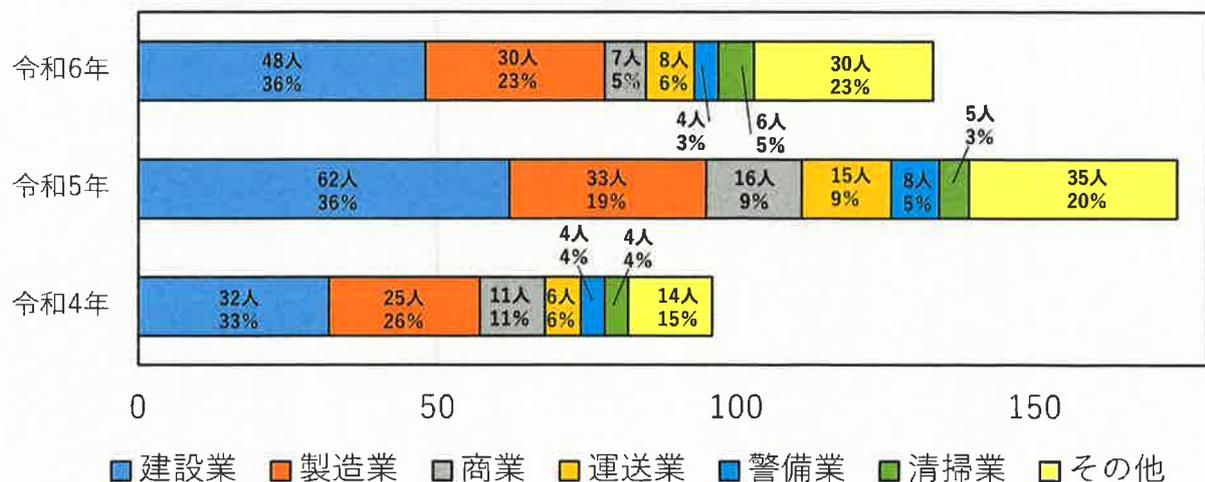
石川県における熱中症による死傷者数の推移（過去10年間）



(2) 熱中症による死傷者の業種別発生状況の推移

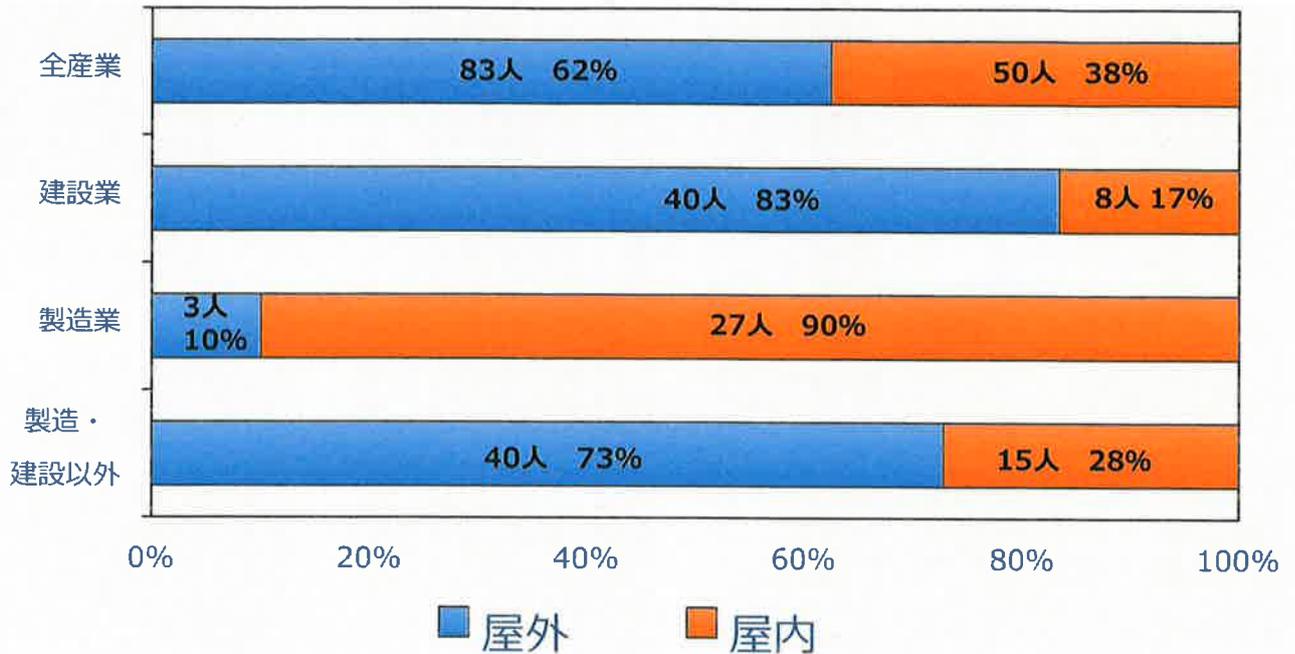
令和6年の業種別の内訳は、**建設業が48人（36%）、製造業が30人（23%）、これらの2業種で全体の半数以上を占めています。**一方で、商業、運送業、警備業、清掃業、その他の業種でも依然として多数の発生が見られ、熱中症は業種を問わず広く発生している状況が続いています。

業種別発生状況の推移（過去3年間）



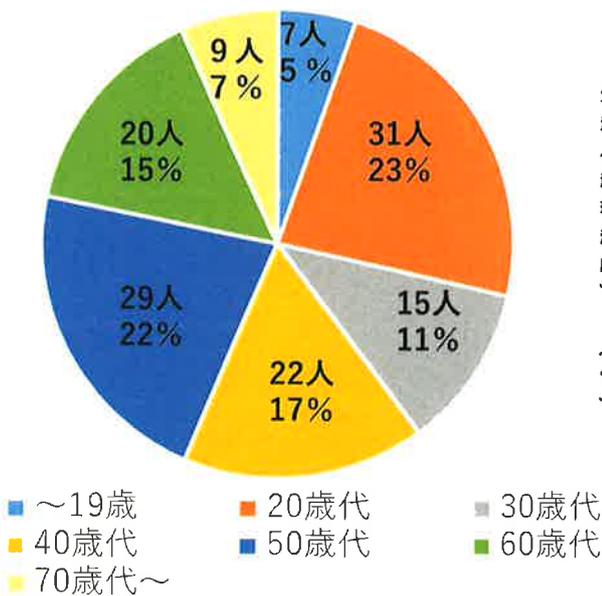
(3) 業種別での熱中症発生場所（令和6年）

建設業では全体の83%が屋外での作業で発生しており、製造業では全体の90%が屋内での作業で発生しております。その他の業種では、屋内及び屋外に関わらず発生しています。



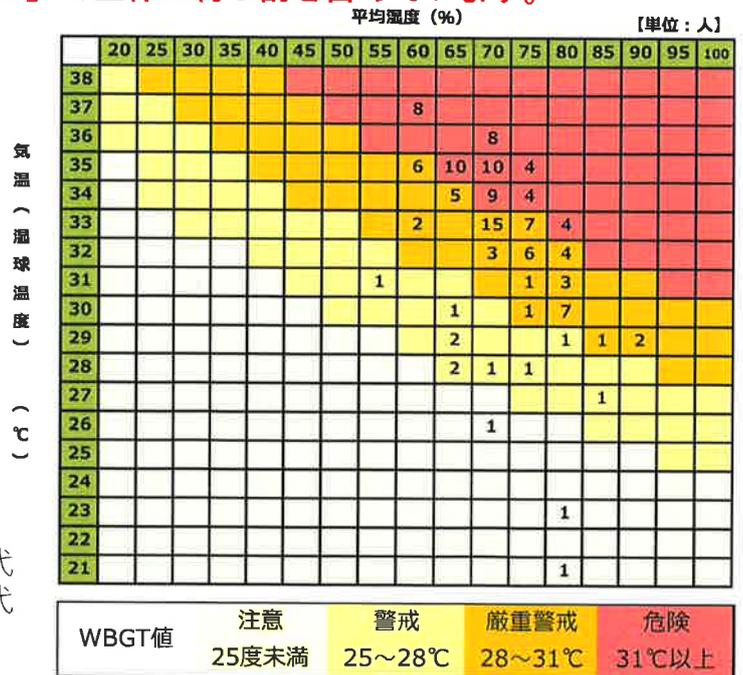
(4) 年齢別発生状況

年齢別では、20歳代で23%、50歳代で22%を占めており、年齢に関係なく熱中症が発生しています。



(5) 暑さ指数分布図から見た発生状況

災害発生時の気温と湿度から求めたWBGTによると、WBGT「危険レベル」及び「嚴重警戒レベル」で全体の約9割を占めています。



※1 気温及び湿度は金沢地方気象台による観測値
 ※2 WBGTは、日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針」における「室内を対象とした気温と相対湿度からWBGTを簡易に推定する図」を参考に算出

(6) 石川県内での熱中症発生事例

① 過去に発生した死亡災害事例

	発生年月	時間帯	年齢	業種	発生状況
1	平成24年8月	17:00	60代	清掃業	鉄筋コンクリート造9階建てビル内の5階トイレで定期清掃に従事していた被災者が、トイレ内で倒れているところを同僚が発見、病院へ搬送されたが死亡した。
2	平成28年8月	12:00	40代	建設業	舗装工事において、アスファルトを同僚1名と共に切断する作業を行い、正午前に作業が終了し、後片付けをしていたところ、気分が悪くなり倒れこんだ。病院へ搬送されたが死亡した。
3	令和2年8月	13:00	50代	製造業	工場内で、段ボールケースをパレットに積み込む作業中に、体調が悪くなり病院へ搬送し治療を受けていたが死亡した。冷感マスクを着用していた。
4	令和4年6月	17:40	40代	建設業	富山県で開催された試験が終わり、帰社するため社有車で北陸自動車道を金沢方面に向かっての途中、気分が悪くなったためPAに寄ったところ、そこで意識がなくなり、同乗していた社員が救急車を手配し、救急搬送されたが2日後に死亡した。高温環境下で通気性の悪い服装での作業を行ったことにより熱中症を発症したものの。
5	令和5年7月	14:50	50代	建設業	地上から深さ2.3mの箇所で型枠作業中、辛そうにしていたので、休憩を指示し休憩所へ向かった。自力で飲み物を飲めない状況であったため救急車を要請し入院したが、熱中症で死亡したものの。
6	令和6年8月	14:00	70代	その他の事業	被災者は事務所周辺の草刈りを一人で行っていたが、土手付近で倒れているところを発見されたもの。

② 令和6年に発生した災害事例

	発生年月	時間帯	年齢	業種	休業日数	発生状況
1	令和6年6月	13時40分	20代	建設業	4日	被災者は、木造家屋の解体工事現場において、屋根の瓦を外す作業に従事していた。高温環境下での作業であったため、午前中に30分、昼には60分の休憩を取っていた。午後の作業中に体調の異変を訴えたため、2階内部の廊下で座っているところを同僚が発見した。被災者の様子が悪かったことから、ただちに119番通報が行われ、救急搬送された。
2	令和6年7月	15:00	40代	建設業	7日	木造家屋の解体工事現場において、15時頃に休憩後の作業を再開したところ、手足にしびれが生じ、痙攣が起こって動けなくなった。意識はあったものの、しびれが治まらなかったため、救急車を要請し、病院へ搬送された。
3	令和6年8月	12:30	20代	その他	14日	被災者は、施設内で荷受け作業に従事していた。作業中は適宜休憩や水分補給を取りながら作業を行っていたが、次第に手足にしびれが生じ、体に力が入らなくなったため、病院へ搬送された。診断の結果、熱中症と判明した。当日の施設内の気温は36度。労働時間は午前4時頃から12時頃までで、そのうち、4時頃から6時頃、および8時頃から10時頃までは作業と待機を交互に行っていた。
4	令和6年8月	9:20	20代	製造業	4日	被災者は、工場内で部品をフックに掛ける作業に従事していた。外気温は30度を超過しており、工場内は扇風機が設置されているのみで、空調のない環境であった。被災者は当日、朝から頭痛があり、十分な朝食や水分補給ができていなかった。9時過ぎから体調不良を訴え、休憩を取っていたが、11時頃には過呼吸の症状が現れ、自分の名前も言えないほどの意識障害が見られたため、同日中に医療機関を受診した。

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

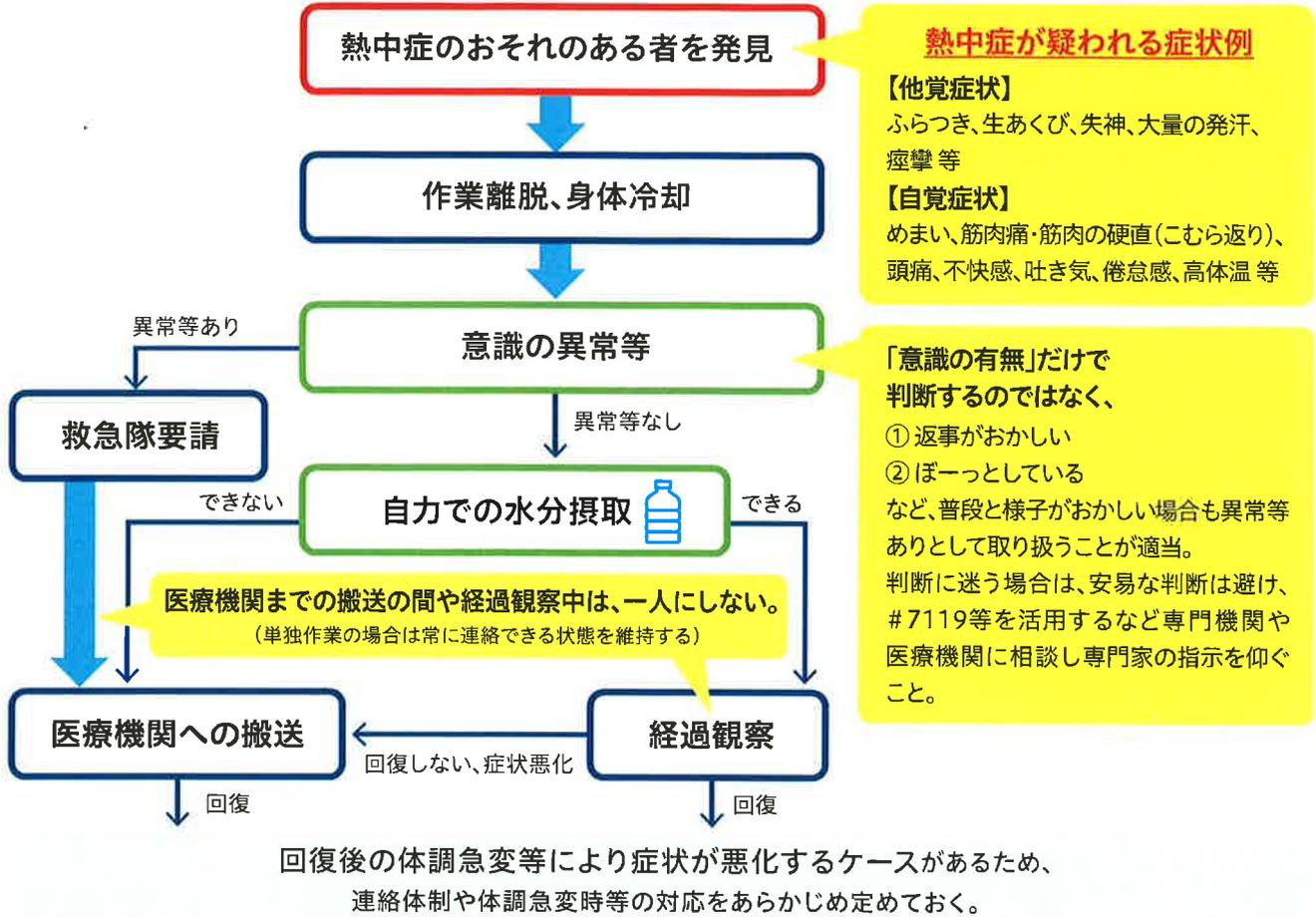
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

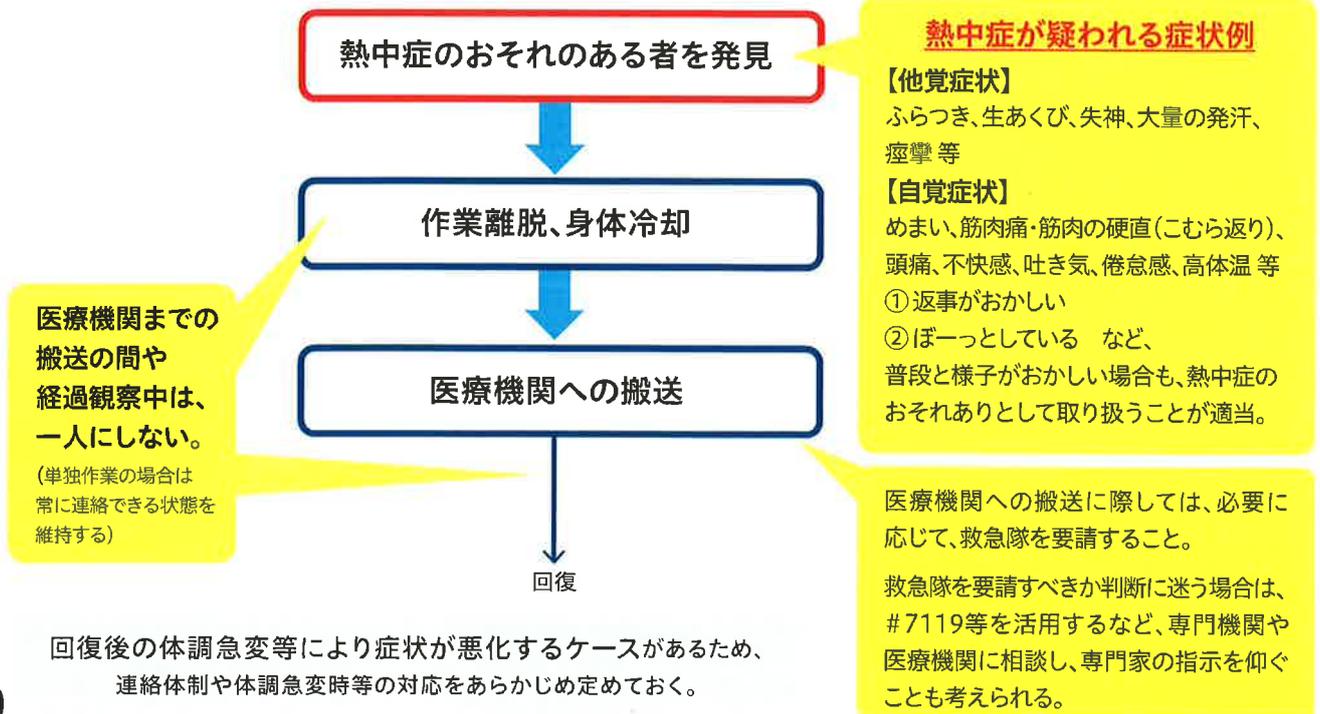
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を
超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願
いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

熱中症予防対策の義務化（労働安全衛生規則の改正）

（1）公布日 令和7年4月15日 （2）施行日 令和7年6月1日

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる「熱中症のおそれがある作業」を行う事業者には、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処するよう、労働安全衛生規則が改正され、次の規定が新設されました。



（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第612条の2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない

この対応を怠ると労働安全衛生法 22 条違反として罰則「6 カ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金」が適用されます。

旧来の労働安全衛生規則第 617 条

（発汗作業に関する措置）

「第 617 条 事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。」も変わりなく、遵守する義務があります。

（熱中症による死亡災害での労働安全衛生法違反送検事例が最も多い条項です。）

